

掲載内容

はじめに

- [1] 限定承認とは
- [2] 限定承認の利用が想定される場面
- [3] 単純承認・相続放棄との関係

第1章 限定承認をめぐる法務

第1 限定承認の意義・基本的事項

- [4] 限定承認ができる期間（熟慮期間）
- [5] 限定承認の申出人
- [6] 相続人の一部につき熟慮期間が経過した場合の限定承認の可否
- [7] 相続人の一部が相続財産を処分した場合の限定承認の可否
- [8] 限定承認申述の申立ての取下げの可否
- [9] 限定承認申述の申立てを相続人の一部が取り下げた場合の帰趨
- [10] 限定承認者の有限責任
- [11] 生命保険金は「相続によって得た財産」に当たるか
- [12] 相続開始後の賞状・株の配当金は「相続によって得た財産」に当たるか
- [13] 遺贈・死因贈与と相続債権者との優先関係
- [14] 限定承認の申述が受理されなかった場合の不服申立て
- [15] 限定承認の申述受理後の手続の流れ
- [16] 限定承認と破産手続との関係
- [17] 利害関係人からの限定承認の申述の有無の確認方法

第2 限定承認の手続①(家庭裁判所への申述)

- [18] 限定承認の申述方法
- [19] 財産目録の作成方法
- [20] 財産目録作成時の留意点
- [21] 限定承認の申述受理の審判の内容

第3 限定承認の手続②(財産分離と相続財産の管理)

- [22] 相続人の被相続人に対する権利義務の帰趨

- [23] 限定承認後の相続財産の管理
- [24] 相続財産管理人の選任
- [25] 相続人以外の相続財産管理人の選任の可否
- [26] 相続財産管理人の法的地位・権限
- [27] 相続財産管理人の辞任・改任の可否

第4 限定承認の手続③(相続財産の清算)

- 1 相続債権者及び受遺者に対する公告・催告等
- [28] 限定承認による清算手続の流れ
- [29] 公告・催告の内容と方法
- [30] 公告・催告を怠った場合の責任
- [31] 相続債権者・受遺者の参加
- 2 相続財産の評価・換価手続
- [32] 期限未到来等の相続債務の評価
- [33] 相続財産の換価方法
- [34] 任意売却による換価の可否
- [35] 限定承認者が相続財産を買い受ける場合の評価方法
- 3 鑑定人の選任
- [36] 限定承認における鑑定人の選任場面
- [37] 鑑定人選任の申立て
- [38] 鑑定人の選任と家庭裁判所の関与
- [39] 鑑定費用の負担
- 4 弁済手続
- [40] 弁済の順序と方法
- [41] 債権申出期間満了前の弁済拒絶
- [42] 債権申出期間内に申出をしなかった相続債権者・受遺者への弁済
- [43] 弁済後に残余財産がある場合の処理
- [44] 限定承認者が不当な弁済をした場合の責任

第5 限定承認の取消し・無効

- [45] 限定承認受理後の撤回の可否
- [46] 限定承認の受理後に単純承認事由が発覚した場合の効力
- [47] 限定承認の取消原因
- [48] 限定承認の取消申述の手続
- [49] 限定承認の取消申述受理事件における審理の範囲
- [50] 限定承認の取消しの申述が受理された場合の効果

- [51] 限定承認取消申述受理事件の審判に対する不服申立て
- [52] 限定承認の無効原因
- [53] 限定承認の効果を争うには
- [54] 限定承認の無効の主張方法
- [55] 限定承認の有効性についての拘束力

第2章 限定承認をめぐる税務

- [56] 限定承認があった場合の税務上の取扱い
- [57] 限定承認と準確定申告
- [58] みなし譲渡の対象になる財産の範囲
- [59] みなし譲渡があった場合の譲渡所得の計算
- [60] 限定承認があった場合における特例の適用
- [61] 限定承認をした相続人等が相続財産を売却処分したときの注意点
- [62] 限定承認と相続税

第3章 限定承認をめぐる登記

- [63] 競売により不動産を換価する場合の前提としての相続登記手続
- [64] 民法932条ただし書の価額弁済により限定承認者が不動産を買い受けた場合の登記手続
- [65] 相続財産の不動産を任意売却した場合の登記手続

第4章 ケース別 限定承認のポイント

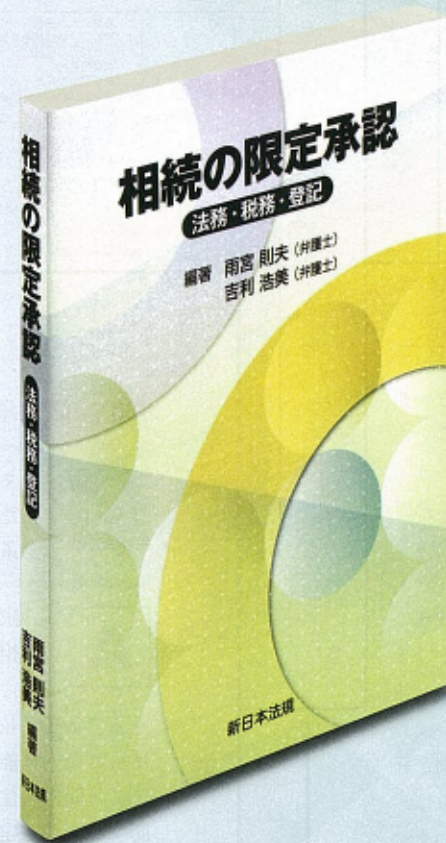
- [66] 相続財産が預貯金しかない場合
- [67] 相続財産に居住用不動産がある場合
- [68] 相続債務に期限未到来の債務がある場合
- [69] 相続財産の一部を事業の用に供している場合
- [70] 相続財産が不明な場合
- [71] 生死不明の相続人がいる場合
- [72] 結果的に相続財産が負債を上回っていた場合

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

相続の限定承認

— 法務・税務・登記 —

編著 雨宮 則夫 (弁護士)
吉利 浩美 (弁護士)



A5判・総頁260頁
定価3,850円(本体3,500円)
送料460円

WEBサイト
<https://www.sn-hoki.co.jp/>

0120-089-339

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

相続人がとりうる第三の選択肢 「限定承認」を詳細に解説!

- ◆ 限定承認の実務上の留意点を裁判例を交えて解説し、具体的な手続についても必要な書式を適宜掲載のうえ説明しています。
- ◆ 限定承認に伴う登記手続や、事後の税務上の問題点にも言及しています。
- ◆ 具体的なケースにおける法務上・税務上の留意点についても、フローを用いてわかりやすく解説しています。

電子書籍も
発売!!

〈電子版〉
定価 3,520円(本体 3,200円)

新日本法規出版株式会社

本社 460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
総務本部
東京本社 162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 7060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 7981-3195 仙台市東区加茂1丁目48番地の2
東京支社 7162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 7337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 7540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 7730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 7760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 7810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.4)51001091

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インク」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



内容見本
〔A5判縮小〕

〔6〕 相続人の一部につき熟慮期間が経過した場合の
限定承認の可否

Q 私には兄がいますが、長年連絡を取っておらず音信不通の状態でした。ところが、兄は半年前に亡くなったようで、兄の妻から数日前に私に連絡がありました。兄夫婦には子供はいないため、兄の妻と私が兄の相続人になっているということです。兄は、いくらか財産もあるようですが、かなり借金もしていたようです。私は限定承認をしたいと思っていますのですが、可能でしょうか。

A 兄は半年前に亡くなっているとのことですので、兄の妻については熟慮期間が既に経過しているものと思われまます。一方、あなたについては、まだ熟慮期間は

経過
共同
合の
の相
で限
解
限
とを
る場
923)。
者に

承認の効果が生じているので(民921二)、熟慮期間を経過していない相続人がいても共同で限定承認をすることはできなくなるのではないかとこの問題が生じます。

しかしながら、一部の相続人について熟慮期間が経過すれば、熟慮期間内にある他の相続人についても限定承認することができなくなると、その他の相続人が限定承認をしようとするかどうかの選択権が奪われてしまうこととなります。ご質問の場合のように、自己のために相続の開始があったことを知った時には、もう既に限定承認することができなくなってしまっているということにもなりかねません。これは、他の相続人にとって著しく酷な結果となります。

このような事態を避けるため、一部の相続人について熟慮期間が経過していても、他の相続人について熟慮期間が経過していなければ、共同相続人全員で限定承認をすることができるものと解されています(中川善之助=泉久雄『相続法 第四版』395頁(有斐閣、2000)、谷口知平=久貴忠彦編『新版注釈民法(27)相続(2) 補訂版』438頁(有斐閣、2013))。つまり、複数の相続人がいる場合には、その全員について熟慮期間が経過するまでは、限定承認をすることができることとなります(ただし、熟慮期間の経過以外の法定単純承認事由がある場合は除きます)。裁判例においても、同様の結論が認められているものがあります(東京地判昭30・5・6下民6・5・927)。

《参考となる判例など》

○一部の相続人についてはたとえ民法915条1項の期間が経過してしまっても、他の相続人において限定承認をすることのできる期間内であれば、なお共同相続人の全員で限定承認をなし得べきものと解するを相当とする。(東京地判昭30・5・6下民6・5・927)

書式例

○相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会申請書

1	2	3	T	#
相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会申請書				
受付印	令和〇〇年〇〇月〇〇日 東京家庭裁判所 御中			
	住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇丁目〇番〇号			
	照会者 甲野 和男 (印)			
	電話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇			
	担当 ()			
添付書類	1 被相続人の住民票の除票(本籍地が表示されているもの) 1通 2 照会者の資格証明書類 (戸籍謄本・住民票・商業登記簿謄本・資格証明書) 1通 3 相続関係図 〇〇通 4 利害関係の存在を証する書面 (金銭消費貸借契約書) 1通 5 委任状 1通 6 郵券貼付済み返信用封筒 1通 7 その他 () 通			
被相続人の表示	別紙目録記載のとおり			
照会対象者の表示	別紙目録記載のとおり			
	別紙目録記載の被相続人の相続に関し、別紙目録記載の照会対象者から貴庁に対して、 ※1 { <input checked="" type="checkbox"/> 同被相続人の死亡日(平成・(令和)〇〇年〇〇月〇〇日) <input type="checkbox"/> 先順位者の放棄が受理された日 }			

〔60〕 限定承認があった場合における特例の適用

Q マイホームを売却したときには、譲渡所得の計算に当たり特例があると聞きました。それらの特例は、限定承認によるみなし譲渡の際にも適用できますか。

A 限定承認に伴うみなし譲渡については、被相続人から相続人へ資産の譲渡があったと解釈するのが適切と考えられます。そうすると、譲渡所得に関する特例のうち、譲渡者並びに譲受者に要件があるものについては適用を受けられない可能性があります。

ご質問の居住用財産の譲渡については、譲渡者並びに譲受者に関する要件が定められていますが、限定承認に伴うみなし譲渡の場合には、その要件を充足しないため、特例の適用を受けることができません。

解 説

譲渡所得税の額の計算上、譲渡所得の額を控除するなどの特例はいろいろなものがありますが、限定承認に伴うみなし譲渡に限って見ると、最も適用の可能性が考えられる特例は居住用財産の譲渡に関するものになるものと考えられますので、ここでは居住用財産の譲渡に関する特例の適用の可否に絞って話を進めます。

1 居住用財産の譲渡に関する特例

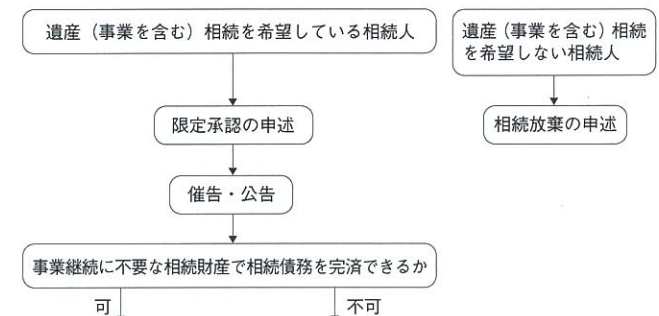
居住用財産の譲渡に関する特例と一口にいてもいろいろな特例がありますが、限定承認に関係し得る特例は、以下のものが挙げられま

〔69〕 相続財産の一部を事業の用に供している場合

ケース 自宅兼店舗で飲食店を営むXが死亡し、法定相続人は妻、長男、長女の3人であり、妻と長男が店を継いで営業を継続したいと考えている。相続財産のうち積極財産としては、現金・預貯金150万円のほか、自宅兼店舗不動産(時価1,000万円)及び什器(時価50万円)がある。

- ① 被相続人に160万円の借入れがある場合
- ② 被相続人に1,500万円の借入れがある場合

＜手順フロー＞



2 債務総額が1,500万円の場合

この場合は、債務額が積極財産の額を上回っていることから、限定承認のメリットがあります。不動産及び什器について鑑定人の評価を受けて、相続人の固有財産から評価額を相続債権者に配当弁済して営業を続けることが考えられます。本ケースでは長女は事業を承継しないので、資金調達をするにしても妻と長男が負担するべきですし、もし長女が不動産の自宅部分についても承継する意思がなければ、長女は相続放棄した上で妻と長男が限定承認することも考えられます。

税務のポイント

1 相続税

本ケース①のように、相続財産について積極財産が債務額を上回っている場合には相続税が発生します(ただし、本ケースは控除の範囲内)。他方、本ケース②のように債務額が積極財産を上回っている場合には、相続税は発生しません。このあたりは、通常の相続と同様に考えられます。

なお、時限立法により、あらかじめ個人事業承継計画を作成・提出しておくことで、事業承継特別税制によって、相続税の納税猶予等を受けることができます(租特70の6の10、租特令40の7の10)。

2 小規模宅地等の特例

被相続人の事業又は居住の用に供されていた宅地等については、一